

4. 年金・手当

(1) 年金

事業	内容
来訪による年金相談	年金事務所・街角の年金相談センターの受付時間 月曜日 午前8時30分～午後7時00分 火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 第2土曜日 午前9時30分～午後4時00分 ※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時00分まで相談を受けします。 ※ 土曜日、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
	年金相談の予約を実施しています。 スムーズに相談ができますので、ぜひご利用ください。 予約相談の開始時間帯 月曜日 午前9時00分～午後6時00分 火曜日～金曜日 午前9時00分～午後4時00分 第2土曜日 午前10時00分～午後3時00分 ※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後6時00分まで予約を受けします。 ※ 土曜日、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。 【予約の申し込み】 ① インターネットからの予約（年金の請求に関する手続きに限ります。） 受付時間（全日） 午前8時00分～午後11時30分 ② 予約受付専用電話からの予約 0570-05-4890（ナビダイヤル） 050で始まる電話でおかけになる場合 03-6631-7521（一般電話） 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※ 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
電話による年金相談	【年金相談に関する一般的なお問い合わせ】 「ねんきんダイヤル」 0570-05-1165（ナビダイヤル） 050で始まる電話でおかけになる場合 03-6700-1165（一般電話） 受付時間 月曜日 午前8時30分～午後7時00分 火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 第2土曜日 午前9時30分～午後4時00分 ※ 土曜日、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

事業	内 容
ホームページ	詳しい内容は、日本年金機構ホームページ（https://www.nenkin.go.jp/）でご確認できます。
老齢年金	【老齢基礎年金】 保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した受給資格期間が 10 年以上ある場合に、65 歳から受け取ることができます。 60 歳から 65 歳までの間に繰上げて減額された年金を受け取る「繰上げ受給」や 66 歳から 75 歳までの間に繰下げて増額された年金を受け取る「繰下げ受給」の制度があります。 【老齢厚生年金】 老齢基礎年金を受け取れる方に厚生年金の加入期間がある場合に、老齢基礎年金に上乗せして 65 歳から受け取ることができます。厚生年金に加入していた時の報酬額や加入期間等に応じて年金額が計算されます。 老齢厚生年金にも 60 歳から 65 歳までの間に繰上げて減額された年金を受け取る「繰上げ受給」や 66 歳から 75 歳までの間に繰下げて増額された年金を受け取る「繰下げ受給」の制度があります。 なお、一定の要件を満たす方は、65 歳になるまでの間、特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。 《問い合わせ先》 【老齢基礎年金】市区町村の国民年金担当課（P115～参照） 日本年金機構 年金事務所（P120 参照） 【老齢厚生年金】日本年金機構 年金事務所（P120 参照）
障害年金	障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。 障害年金には「障害基礎年金」・「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。 なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。 また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。ただし、20 歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。 【障害基礎年金】 国民年金に加入している間、または 20 歳前、もしくは 60 歳以上 65 歳未満に、初診日のある病気やけがで、法令により定められた障害等級表（1 級・2 級）による障害の状態にあるときは障害基礎年金が支給されます。 【障害厚生年金・障害手当金】 厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで障害基礎年金の 1 級または 2 級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。 また、障害の状態が 2 級に該当しない軽い程度の障害のときは、3 級の障害厚生年金が支給されます。 なお、初診日から 5 年以内に病気やけがが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

事 業	内 容
	《問い合わせ先》 【障害基礎年金】 市区町村の国民年金担当課（P115～参照） 日本年金機構 年金事務所（P120 参照） 【障害厚生年金・障害手当金】 日本年金機構 年金事務所（P120 参照）
特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として創設された制度です。 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者が支給の対象です。 《問い合わせ先》 市区町村の国民年金担当課（P115～参照） 日本年金機構 年金事務所（P120 参照）
遺族年金	遺族年金は、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。 遺族年金には、「遺族基礎年金」・「遺族厚生年金」があり、亡くなった方の年金の加入状況などによって、いずれかまたは両方の年金が支給されます。 亡くなった方の年金の納付状況・遺族年金を受け取る方の年齢・優先順位などの条件をすべて満たしている必要があります。 【遺族基礎年金】 亡くなった方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。 「子」とは18歳になった年度の3月31日までにいる方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方をさします。 【遺族厚生年金】 次の①から⑤のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に遺族厚生年金が支給されます。 ① 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき ② 厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で初診日から5年以内に死亡したとき ③ 1級・2級の障害厚生（共済）年金を受け取っている方が死亡したとき ④ 老齢厚生年金の受給権者であった方が死亡したとき ⑤ 老齢厚生年金の受給資格を満たした方が死亡したとき 遺族厚生年金は、死亡した方に生計を維持されていた以下の遺族のうち、最も優先順位の高い方が受け取ることができます。なお、遺族基礎年金を受給できる遺族の方はあわせて受給できます。 ① 子のある配偶者 ② 子（18歳になった年度の3月31日までにいる方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方。）（※1） ③ 子のない配偶者（※2） ④ 父母（※3） ⑤ 孫（18歳になった年度の3月31日までにいる方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方。）

事 業	内 容
	⑥ 祖父母（※3） ※1 子のある妻または子のある 55 歳以上の夫が遺族厚生年金を受け取っている間は、子には遺族厚生年金は支給されません。 ※2 子のない 30 歳未満の妻は、5 年間のみ受給できます。また、子のない夫は、55 歳以上である方に限り受給できますが、受給開始は 60 歳からとなります。（ただし、遺族基礎年金をあわせて受給できる場合に限り、55 歳から 60 歳の間であっても遺族厚生年金を受給できます。） ※3 父母または祖父母は、55 歳以上である方に限り受給できますが、受給開始は 60 歳からとなります。 《問い合わせ先》 【遺族基礎年金】市区町村の国民年金担当課（P115～参照） 日本年金機構 年金事務所（P120 参照） 【遺族厚生年金】日本年金機構 年金事務所（P120 参照）
旧法の年金	大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの方は旧法の老齢年金に該当するため、年金の支給要件が異なります。（昭和 6 年 4 月 1 日以前生まれの方でも旧法の老齢年金の対象になる場合があります。） また、昭和 61 年 3 月 31 日以前に受給権が発生した障害年金（障害福祉年金を除く）・遺族年金は旧法の年金に該当します。詳しくは年金事務所にご相談ください。
年金生活者支援給付金	年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。なお、支給要件に該当しない場合は支給されません。 《問い合わせ先》 「給付金専用ダイヤル」 0570-05-4092（ナビダイヤル） 050 で始まる電話でおかけになる場合 03-5539-2216（一般電話） 受付時間 月曜日 午前 8 時 30 分～午後 7 時 00 分 火曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 第 2 土曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 00 分 ※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7 時 00 分まで相談をお受けします。 ※ 土曜日、日曜日、祝日（第 2 土曜日を除く）、12 月 29 日～1 月 3 日はご利用いただけません。

(2) 手当

事 業	内 容	対 象 者
特別障害者手当の支給	精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方に手当を支給します。 ・身体障害 2 級（一部を除く。）以上の障害を重複して有する方 ・身体障害 2 級（一部を除く。）以上の障害を有し、IQ20 以下の方、または常時介護が必要な精神障害を有する方 ・身体障害 2 級（一部を除く。）以上の障害を有する方または IQ20 以下の方若しくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害 3 級相当の障害を 2 つ以上有する方 ・身体障害 2 級（一部を除く。）以上の障害を有する方または IQ20 以下の方、若しくは、これと同程度の障害または病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方 →国手当額 月額 29,590 円 上記のうち次の方には県の手当を加算 ・身体障害 1～2 級の障害を有し、かつ IQ35 以下の方 月額 6,850 円 ・身体障害 1～2 級の障害を有する方または IQ35 以下の方 月額 1,050 円 《支給時期》2、5、8、11 月 ※所得制限があります。	重度の障害のある方 施設入所（特別養護老人ホームを含む。）されている方及び三ヶ月を超えて入院されている方は除きます。
	《問い合わせ先》市区町村の障害者福祉担当課（P115～参照）	
在宅重度障害者手当の支給	在宅の重度障害者の方に手当を支給します。ただし、特別障害者手当、経過的福祉手当の受給者は除きます。 ・身体障害 1～2 級で IQ35 以下と判定されている方 月額 15,500 円 ・身体障害 1～2 級または IQ35 以下と判定されている方 身体障害 3 級で IQ50 以下と判定されている方 月額 6,750 円 ※ただし、65 歳以上で新たに障害者となられた方は対象外 《支給時期》4、8、12 月※所得制限があります。	重度の障害のある方 施設入所（介護保険施設を含む。）されている方、三ヶ月を超えて入院されている方及び特別障害者手当・経過的福祉手当を受給されている方は除きます。
	《問い合わせ先》市区町村の障害者福祉担当課（P115～参照）	